内
埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一さいたま新都心合同庁舎一号館　関東東北産業保安監督部
東京都千代田区霞が関一丁目三番地一号　経済産業省
内
北海道札幌市北区北八条西二丁目一番一札幌第一合同庁舎　北海道経済産業局内
北海道札幌市北区北八条西二丁目一番一札幌第一合同庁舎　北海道産業保安監督部内
宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号仙台合同庁舎　東北経済産業局内
宮城県仙台市青葉区本町三丁目二番二十三号仙台第二合同庁舎　関東東北産業保安監督部東北支部
内
埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一さいたま新都心合同庁舎一号館　関東経済産業局内
埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一さいたま新都心合同庁舎一号館　関東東北産業保安監督部
内
東京都文京区湯島四丁目六番十五号湯島地方合同庁舎　関東経済産業局東京通商事務所内
神奈川県横浜市中区海岸通一丁目一番地横浜第二港湾合同庁舎　関東経済産業局横浜通商事務所内
愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号　中部経済産業局内
愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号　中部近畿産業保安監督部内
富山県富山市牛島新町十一番七号富山地方合同庁舎　中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局内
富山県富山市牛島新町十一番七号富山地方合同庁舎　中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署
内
大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号大阪合同庁舎第一号館　近畿経済産業局内
大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号大阪合同庁舎第一号館　中部近畿産業保安監督部近畿支部内
兵庫県神戸市中央区海岸通二十九番地神戸地方合同庁舎五階　近畿経済産業局神戸通商事務所内
広島県広島市中区上八丁堀六番三十号広島合同庁舎二号館　中国経済産業局内
広島県広島市中区上八丁堀六番三十号広島合同庁舎二号館　中国四国産業保安監督部内
香川県高松市サンポート三番三十三号高松サンポート合同庁舎　四国経済産業局内
香川県高松市サンポート三番三十三号高松サンポート合同庁舎　中国四国産業保安監督部四国支部
内
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号福岡合同庁舎　九州経済産業局内
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号福岡合同庁舎　九州産業保安監督部内
沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号那覇第二地方合同庁舎一号館　那覇産業保安監督事務所内

附　則

この告示は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

○経済産業省告示第二百十号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「法」という。）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、経済産業省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。なお、平成十三年経済産業大臣告示第百七十三号（経済産業省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）は、平成二十四年九月十九日限り、廃止する。

平成二十四年九月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

経済産業大臣の所掌に係る法第二章に定める権限のうち、経済産業局長の所掌に係るものについては経済産業局長に、経済産業局の支局長の所掌に係るものについては経済産業局の支局長に、通商事務所長の所掌に係るものについては通商事務所長に、産業保安監督部長の所掌に係るものについては産業保安監督部の支部長に、産業保安監督事務所長の所掌に係るものについては産業保安監督部長に、北陸産業保安監督署長の所掌に係るものについては北陸産業保安監督署長に、それぞれ委任すること。

二　委任の効力の発生する日

平成二十四年九月十九日

○経済産業省告示第二百十一号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でするッとができる事務所を指定したので、告示する。なお、平成十三年経済産業省告示第百七十四号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でするッとができる事務所を指定した件）は、平成二十四年九月十九日限り、廃止する。

平成二十四年九月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

○経済産業省環境省告示第十三号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十七年経済産業省環境省告示第二号）の一部を次のように改正し、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

平成二十四年九月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

別表第2中「、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第7条の2第1項の保存、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号）第28条第1項の保存、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）第7条の2第1項の保存、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号）第26条第1項の保存、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号）第8条の2第1項の保存、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号）第13条の2第1項の保存、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号）第26条の2第1項の保存」を加え、